その他告示

○総務省告示第三百八十五号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十条第三項第二号及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二条の四の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第二百二十一号（電気通信事業法第三十条第三項第二号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和八年十月二十日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
電気通信事業法第三十条第一項の規定により指定された株式会社ＮＴＴドコモに係る同条第三項第二号の規定により禁止される行為の相手方は、次に掲げる電気通信事業者とする。	［同上］
［一～三　略］ 四　ＮＴＴブロードバンドプラットフォーム株式会社 五　ＮＴＴ　ＭＥ株式会社 ［六　略］ 七　ＮＴＴＰＣコミュニケーションズ株式会社 ［八　略］	［一～三　同上］ 四　エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社 五　株式会社エヌ・ティ・ティエムイー ［六　同上］ 七　株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ ［八　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

○法務省告示第八十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年十月二十日

法務大臣　山下　貴司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表第一

改正後		改正前	
名称	所在地	名称	所在地
［略］	［略］	［同上］	［同上］

別表第一

改正後		改正前	
名称	所在地	名称	所在地
［略］	［略］	［略］	［略］
ウィズドム国際学院	千葉県	ウィズドム国際学院	千葉県
上野国際ビジネス専門学校	千葉県	上野法科ビジネス専門学校	千葉県
［略］	［略］	［同上］	［同上］
［項を削る。］		新宿平和日本語学校	東京都
［略］	［略］	［同上］	［同上］
ユニタス日本語学校東京校	東京都	ユニタス日本語学校東京校	東京都
Ｕｎｉｐｅａｃｅ　Ｔｏｋｙｏ　Ａｃａｄｅｍｙ	東京都	［項を加える。］	
［略］	［略］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］は注記である。

○農林水産省告示第千五百八十号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、令和八年七月一日から同年九月三十日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

令和八年十月二十日

農林水産大臣　武部　新

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	一頭につき、八三〇、三〇〇円
褐毛和種	一頭につき、七三七、六〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、二八三、八〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、四五四、五〇〇円

○海上保安庁告示第四十号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第九条の十の規定に基づき、一般財団法人新日本検定協会から確認業務を行う事業場の所在地について、令和八年十月二十日から次のように変更する旨の届出があったので、同法第九条の二十一の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二十日

海上保安庁長官　宮澤　康一

変更する九州事業所の所在地

変更後	変更前
福岡県北九州市門司区庄司町一番七号	福岡県北九州市門司区東本町一丁目六番二十四号

○東北地方整備局告示第百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十日

東北地方整備局長　小島　優

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福島市平石字熊清水三番六から同市大森字唐橋一七番一六まで	前	三五・九九～一四四・八八メートル
	後	三五・九九～一四四・八八メートル一・七〇八

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所